

お詫びと訂正

弊社刊行の『社会福祉の動向 2013』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2013年2月4日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考																						
226 頁	表 7-4	表 7-4◎所得段階別定額保険料		表 7-4◎所得段階別定額保険料（平成 24 年度～平成 26 年度） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">段階</th> <th style="width: 60%;">対象者</th> <th style="width: 30%;">保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階</td> <td>・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者</td> <td>基準額×0.5</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階</td> <td>市町村民税世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等</td> <td>基準額×0.5</td> </tr> <tr> <td>第 3 段階</td> <td>市町村民税世帯非課税で第 2 段階に該当しない方等</td> <td>基準額×0.75</td> </tr> <tr> <td>第 4 段階</td> <td>市町村民税本人非課税</td> <td>基準額×1</td> </tr> <tr> <td>第 5 段階</td> <td>市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が <u>200</u> 万円未満）</td> <td>基準額×1.25</td> </tr> <tr> <td>第 6 段階</td> <td>市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が <u>200</u> 万円以上）</td> <td>基準額×1.5</td> </tr> </tbody> </table>	段階	対象者	保険料	第 1 段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	第 2 段階	市町村民税世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	基準額×0.5	第 3 段階	市町村民税世帯非課税で第 2 段階に該当しない方等	基準額×0.75	第 4 段階	市町村民税本人非課税	基準額×1	第 5 段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が <u>200</u> 万円未満）	基準額×1.25	第 6 段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が <u>200</u> 万円以上）	基準額×1.5	注 市町村が条例により第 5 段階以上の課税層についての区分数を弾力的に設定できる。なお、保険料率はどの段階においても市町村が設定できる。
		段階	対象者		保険料																					
		第 1 段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者		基準額×0.5																					
		第 2 段階	市町村民税世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等		基準額×0.5																					
		第 3 段階	市町村民税世帯非課税で第 2 段階に該当しない方等		基準額×0.75																					
		第 4 段階	市町村民税本人非課税		基準額×1																					
		第 5 段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が <u>200</u> 万円未満）		基準額×1.25																					
		第 6 段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が <u>200</u> 万円以上）		基準額×1.5																					
注 市町村が条例により第 5 段階以上の課税層についての区分数を弾力的に設定できる。なお、保険料率はどの段階においても市町村が設定できる。																										

 2013/2/4 更新 |